

発表日 2026/03/19
タイトル 教職員の懲戒処分
担当 教育委員会 教育総務課 義務教育課 高校教育課
連絡先 勤務条件・監察班
TEL 054-221-3580



(趣旨)
静岡県教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のように実施した。

(概要)

1 懲戒処分(その1)

- 1) 処分日 令和8年3月18日(水)
- 2) 処分量定 免職
- 3) 所属 沼津市立浮島小学校
- 4) 氏名 岩品 文隆(いわしな ふみたか)
- 5) 職名 教諭
- 6) 年齢 61歳
- 7) 性別 男性
- 8) 事案概要(わいせつ行為)
当該教諭は、令和6年3月28日(木)にタクシー内において、知人女性に対しわいせつな行為を行った。

2 懲戒処分(その2)

- 1) 処分日 令和8年3月18日(水)
- 2) 処分量定 戒告
- 3) 所属 伊豆市立土肥小中一貫校
- 4) 職名 事務主査
- 5) 年齢 53歳
- 6) 性別 女性
- 7) 事案概要(時間外勤務手当の不正受給、公金等の不適正な処理)
当該職員は、令和6年6月に時間外勤務実績の虚偽申請を行ったことにより、時間外勤務手当(合計16,280円)を不正に受給した。
また、当該職員は、令和6年10月から12月にかけて校長の私印を無断で使用して書類を作成し、自身の時間外勤務手当の支給について、校長の決裁を受けずに不適正な事務処理を行った。

3 懲戒処分(その3)

- 1) 処分日 令和8年3月18日(水)
- 2) 処分量定 戒告
- 3) 所属 静岡県立横須賀高等学校
- 4) 職名 教諭
- 5) 年齢 62歳
- 6) 性別 男性
- 7) 事案概要(生徒への不適切な言動)
当該教諭は、自身に対する勤務校の生徒の言動を悪ふざけと感じ、腹を立てたことにより、令和7年12月11日(木)12時40分頃、生徒の右口元付近に右手の拳を当てた。その結果、生徒の右下唇が切れ、右鼻から出血した。

(県教育委員会教育長 池上 重弘 コメント)

教育委員会が一丸となってコンプライアンス意識の徹底などの不祥事防止対策に取り組む中、複数の教職員がこのような非違行為を行ったことは、児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の学校教育に対する信頼を著しく失わせるものであり、社会的責任はきわめて大きく、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会といたしましては、このことを大変重く受け止め、教職員一人一人が勤務時間内外を問わず、教育公務員として県民の皆様から高い倫理観を求められていることを認識するとともに、不適切な言動によらずに、児童生徒の心に届く指導の重要性を改めて理解し、公金を扱う

ことや公教育を担うことの重みを改めて自覚するよう、具体的、実践的な指導や研修を通じて、職員全体の一層の綱紀肅正と使命感、倫理観の高揚を図り、教育行政の信頼回復に努めてまいります。